小規模事業者持続化補助金

**【全国商工会連合会提出用（第15回用）】**

（様式９―個人事業主用）

インボイス特例の申請に係る宣誓・同意書

小規模事業者持続化補助金＜一般型＞（以下「本補助金」という。）のインボイス特例の申請に伴い、次の１及び２までのいずれにも宣誓し、３及び４に同意します。

１．2021年9月30日～2023年9月30日を含む事業年度（以下「基準期間事業年度」という。）で、一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる、もしくは2023年10月1日以降に創業し適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者であること。なお、直近の売上高は裏面のとおり。

２．適格請求書発行事業者への転換に伴う事業環境変化に対応するために本補助金を活用し、補助事業の終了時点において、適格請求書発行事業者の登録を受けていること。

３．売上に関する書類や納税証明書等免税事業者であることを証する書類について、中小企業庁、全国商工会連合会、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び前3者が委任もしくは準委任した者から求めがあった場合は、速やかに提出すること。また、提出がない場合、補助金事務局が本補助金のインボイス特例の申請要件を満たさないものとして取り扱う可能性があること。

４．虚偽等の疑義が生じた場合、本補助金の申請に関する内容について、中小企業庁が政府関係機関に照会する可能性があること。

２０　　　年　　　月　　　日

個人事業主の氏名　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　印

（※自署または記名捺印）

※裏面あり

■**全事業者記載必須事項**

（様式９―個人事業主用・裏面）

2019年から2021年の売上高を記載してください。

＜売上高＞

（2019年：　　　　　円）（2020年：　　　　　円）（2021年：　　　　　円）

※創業時でまだ売上がない場合は０円と記載してください。

**■上記３年の売上高がいずれも1,000万円超の場合のみ記載必須事項**

上記３年の売上高がいずれも1,000万円超の場合で、表面「１．」の要件を満たしている場合は、その理由についてチェックを入れてください。

課税売上高が1,000万円以下となる期間があり、基準期間事業年度に免税事業者の要件を満たすため

　※１　免税事業者の売上高に関する要件について

消費税の課税選択をしている場合等を除き、上記３年のいずれかの年において売上高が1,000万円以下である場合、原則表面「１．」の要件を満たします。

なお、免税事業者の判定においては、消費税が非課税となる売上高を除きます。